

舗装の平坦性の測定に関する取扱い

<改正前>

請負工事施工管理基準P28

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	ア ス フ ア ルト 舗 装 工	表層工	平坦性	3mプロフィルメーター (δ)2.4mm以下 直読式(足付き) (δ)1.75mm以下	平坦性の測定は、車線ごと全延長を行う。	平坦性の測定は、延長100 m以下及び道路幅員10m 以下の場合は省略すること ができる。 ただし、監督員が必要と認め た時はこの限りでない。

請負工事施工管理基準P30

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	コ ン ク リ ー ト 舗 装 工	コンクリート 舗装版工	平坦性	コンクリートの硬化後、3 mプロフィルメーターによ り 機械舗設の場合2mm以下 人力舗設の場合3mm以下	平坦性の測定は、各車線毎に版縁から1mの線 上、全延長とする。	平坦性の測定は、延長100 m以下及び道路幅員10m 以下の場合は省略すること ができる。 ただし、監督員が必要と認め た時はこの限りでない。

請負工事施工管理基準P58

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	道 路 修 繕 、 舗 装 修 繕 工	オーバーレイ工	平坦性	3mプロフィルメーター (δ)2.4mm以下 直読式(足付き) (δ)1.75mm以下	平坦性の測定は、車線ごと全延長を行う。	平坦性の測定は、延長100 m以下及び道路幅員10m 以下の場合は省略すること ができる。 ただし、監督員が必要と認め た時はこの限りでない。

<改正後>

(別紙)

請負工事施工管理基準P28

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	ア ス フ ア ルト 舗 装 工	表層工	平坦性	3mプロフィルメーター (δ)2.4mm以下 直読式(足付き) (δ)1.75mm以下	平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路 で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車 線ごとに全延長を行う。 (1)片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2)舗設幅7m以上の道路 (3)監督員が特に必要と認めた道路	

請負工事施工管理基準P30

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	コ ン ク リ ー ト 舗 装 工	コンクリート 舗装版工	平坦性	コンクリートの硬化後、3 mプロフィルメーターによ り 機械舗設の場合2mm以下 人力舗設の場合3mm以下	平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路 で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車 線ごとに全延長を行う。 (1)片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2)監督員が特に必要と認めた道路	

請負工事施工管理基準P58

区分	工 種		測定項目	規 格 値	測 定 箇 所	摘 要
道 路	道 路 修 繕 、 舗 装 修 繕 工	オーバーレイ工	平坦性	3mプロフィルメーター (δ)2.4mm以下 直読式(足付き) (δ)1.75mm以下	平坦性の測定は、下記のいずれかに該当する道路 で、施工区間延長が100m以上ある場合において、車 線ごとに全延長を行う。 (1)片側1車線以上の道路 (一方通行の多車線の道路を含む) (2)舗設幅7m以上の道路 (3)監督員が特に必要と認めた道路	